

交流費等の支出に関する規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人フリースペースたまりば（以下、「この法人」という。）の役員及び職員が、職務を遂行するための交流費等の支出について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 交流費等とは、この法人の対外的活動を円滑に行う上で必要と認められる経費をいい、イベントや会合への参加など社会通念上妥当と認められる行為のために、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(支出区分)

第3条 交流費等の支出区分は、次のとおりとする。

- (1) 慶祝 関係団体及び個人のイベント等への参加に際して係る経費
- (2) 弔慰 個人の葬儀における香典等に係る経費
- (3) 会費 会費または飲食費相当額を必要とする会合等への参加に係る経費
- (4) その他 この法人の活動に資するため理事長が認めた経費

(支出基準)

第4条 交流費等は、その相手方や内容により、社会通念上妥当と認められる範囲内で別表を基準として適宜判断する。

(支出確認)

第5条 交流費等を支出する際は、理事長及び事務局長がその相手方や内容等を確認し、その決裁を経なければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2021年3月22日より施行する。

(別表)

区分	支出対象	支出金額
慶祝	記念行事、祝賀会等会費制によらない懇談会等における祝金等	30,000 円以内、又は招待券等に相当する金額
弔慰	職員又は会員等のうち本人及びその保護者への香儀・供花	15,000 円以内
	役員又は講師等の当法人の円滑な運営に係わる本人への香儀・供花	15,000 円以内
会費	会費制で開催される会合、懇談会等における会費等	会費等の金額
その他	理事長が特に必要と認めるもの	社会通念上妥当と認められる金額